

教第 28 号議案

神戸市立博物館協議会委員の解嘱及び委嘱の件

神戸市立博物館協議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

平成 29 年 8 月 8 日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪 村 新 之 助

1 解嘱する委員

学校教育

前田 和宏

社会教育・家庭教育・市民の代表

井元 裕子

五井 雅史

2 委嘱する委員

学校教育

中村 健治

社会教育・家庭教育・市民の代表

井上 優

辻本 真也子

3 任 期

平成 29 年 8 月 8 日から平成 30 年 8 月 31 日まで(前任者の残任期間)

理 由

関係機関及び団体の役員改選等に伴い、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 21 条の規定に基づき、神戸市立博物館協議会委員を解嘱し、新たに委員を委嘱する必要があるため。

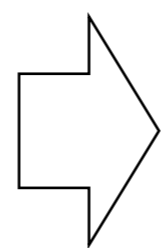
### 神戸市立博物館協議会委員名簿

(任期 H28. 9. 1 ~ H30. 8. 31)

区分	氏名	役職	年齢性別	任期
学校教育	板東 克則	神戸市立小学校教育研究会社会科部副部長 (山田小学校長)	58男	2期目
	水田 賢一	神戸市立中学校教育研究会社会科研究部長 (雲雀丘中学校長)	58男	1期目
	前田 和宏	神戸市立高等学校教育研究会地歴公民部会長 (摩耶兵庫高等学校長)	60男	2期目
社会教育	玉田はる代	神戸市婦人団体協議会会長 (灘区連合婦人会会長)	70女	3期目
	井元 裕子	特定非営利活動法人こうべユースネット理事 (ガールスカウト神戸地区協議会会長)	59女	1期目
家庭教育	五井 雅史	神戸市PTA協議会家庭教育専門委員長 (湊翔楠中学校PTA会長)	50男	1期目
市民代表	奥村比左人	神戸労働者福祉協議会副会長 (三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長)	53男	3期目
	稲池 苗美	神戸市ネットモニター	43女	1期目
学識経験	原田 正俊	関西大学文学部教授 : 日本中世史	57男	1期目
	戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授 : 日本経済史	58女	2期目
	河上 繁樹	関西学院大学文学部教授 : 美術史	60男	6期目
	黒田 千晴	神戸大学国際連携推進機構 国際教育総合センター 准教授 : 比較国際教育学	40女	1期目
	藤岡 稔	大阪大学大学院教授 : 美術史	53男	3期目
	玉田 芳英	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部長 : 考古	56男	3期目

※改選対象となる方を網掛けで示している

(女性割合 : 36%)



### 神戸市立博物館協議会委員名簿(案)

(任期 H29. 8. 8 ~ H30. 8. 31)

区分	氏名	役職	年齢性別	任期
学校教育	板東 克則	神戸市立小学校教育研究会社会科部副部長 (山田小学校長)	59男	2期目
	水田 賢一	神戸市立中学校教育研究会社会科研究部長 (雲雀丘中学校長)	59男	1期目
	中村 健治	神戸市立高等学校教育研究会地歴公民部会長 (摩耶兵庫高等学校長)	59男	新任
社会教育	玉田はる代	神戸市婦人団体協議会会長 (灘区連合婦人会会長)	71女	3期目
	井上 優	特定非営利活動法人こうべユースネット副理事長兼財務担当	60男	新任
家庭教育	辻本真也子	神戸市PTA協議会 組織・運営専門委員長 (魚崎小学校PTA会長)	40女	新任
市民代表	奥村比左人	神戸労働者福祉協議会副会長 (三菱重工労働組合神戸造船支部執行委員長)	54男	3期目
	稲池 苗美	神戸市ネットモニター	44女	1期目
学識経験	原田 正俊	関西大学文学部教授 : 日本中世史	58男	1期目
	戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授 : 日本経済史	59女	2期目
	河上 繁樹	関西学院大学文学部教授 : 美術史	61男	6期目
	黒田 千晴	神戸大学国際連携推進機構 国際教育総合センター 准教授 : 比較国際教育学	41女	1期目
	藤岡 稔	大阪大学大学院教授 : 美術史	54男	3期目
	玉田 芳英	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所都城発掘調査部長 : 考古	57男	3期目

※改選対象となる方を網掛けで示している

(女性割合 : 36%)

## 博物館協議会について

### 1 設置の趣旨

学校教育・社会教育・家庭教育の向上に資する活動を行う者・学識経験者の各分野から、博物館の運営に関し意見をいただき、「開かれた博物館づくり」に資する。

### 2 博物館協議会の役割

博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関である。

### 3 会議の回数

定例会は、年1回（ただし、必要に応じ、臨時会を開催する）

### 4 委員構成

全委員数 14人

〔内訳 学校教育関係 3人、 社会・家庭教育関係 5人、 学識経験者 6人〕

### 5 設置の根拠

#### 〔博物館法〕

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

#### 〔博物館法施行規則〕

第18条 法第22条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

#### 〔神戸市立博物館条例〕

第11条 博物館法（昭和26年法律第285号）第20条第1項の規定に基づき、博物館に神戸市立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 〔神戸市立博物館条例施行規則〕

第16条 条例第11条に規定する神戸市立博物館協議会（以下「協議会」という。）に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第17条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて博物館長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第18条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。